

宗像市少年少女海外派遣研修使節団選考委員会設置要領の一部改正について

宗像市少年少女海外派遣研修使節団選考委員会設置要領の一部を次のように改正する。

第3条第1項中

「教育部理事兼主幹指導主事」を「主幹指導主事」に改める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

宗像市青少年海外派遣使節団選考委員会設置要領 新旧対照表

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第3条 選考委員会は、子ども部長、主幹指導主事、社会教育主事、当該年度ニューゼーランド交流受入中学校校長各1人及び宗像市教育委員会委員から1人選出し、5人で構成する。</p> <p>2 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 選考委員会は、子ども部長、教育部理事兼主幹指導主事、社会教育主事、当該年度ニューゼーランド交流受入中学校校長各1人及び宗像市教育委員会委員から1人選出し、5人で構成する。</p> <p>2 略</p>